

なぜ、ごみの分別が重要なのか

ごみの分別出前講座

■印西市町内会・自治会連合会 市政学習会

担当：印西市クリーン推進課

協力：印西市廃棄物減量等推進員（クリーンアドバイザー）

印西市役所 環境経済部

クリーン推進課 推進係

TEL 0476-33-4504 Fax 0476-42-7242

メール cleanka@city.inzai.chiba.jp

1. ごみの減量・資源化の背景

1) 昭和60年代以降、ごみの排出量が爆発的に増加



様々なごみ問題が勃発

- 大規模な不法投棄事件
- ごみ質の多様化と処理困難物の増大
- 埋立地の不足
- ごみ処理経費の増大
- 地球環境問題（天然資源の枯渇、C O 2 による地球温暖化）

2) 「資源循環型社会」への転換

限りある天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減
⇒資源の有効活用による環境にやさしいライフスタイルへ転換



■ 「循環型社会形成推進基本法」制定（平成12年）
→これを機にリサイクル関係法令が整備

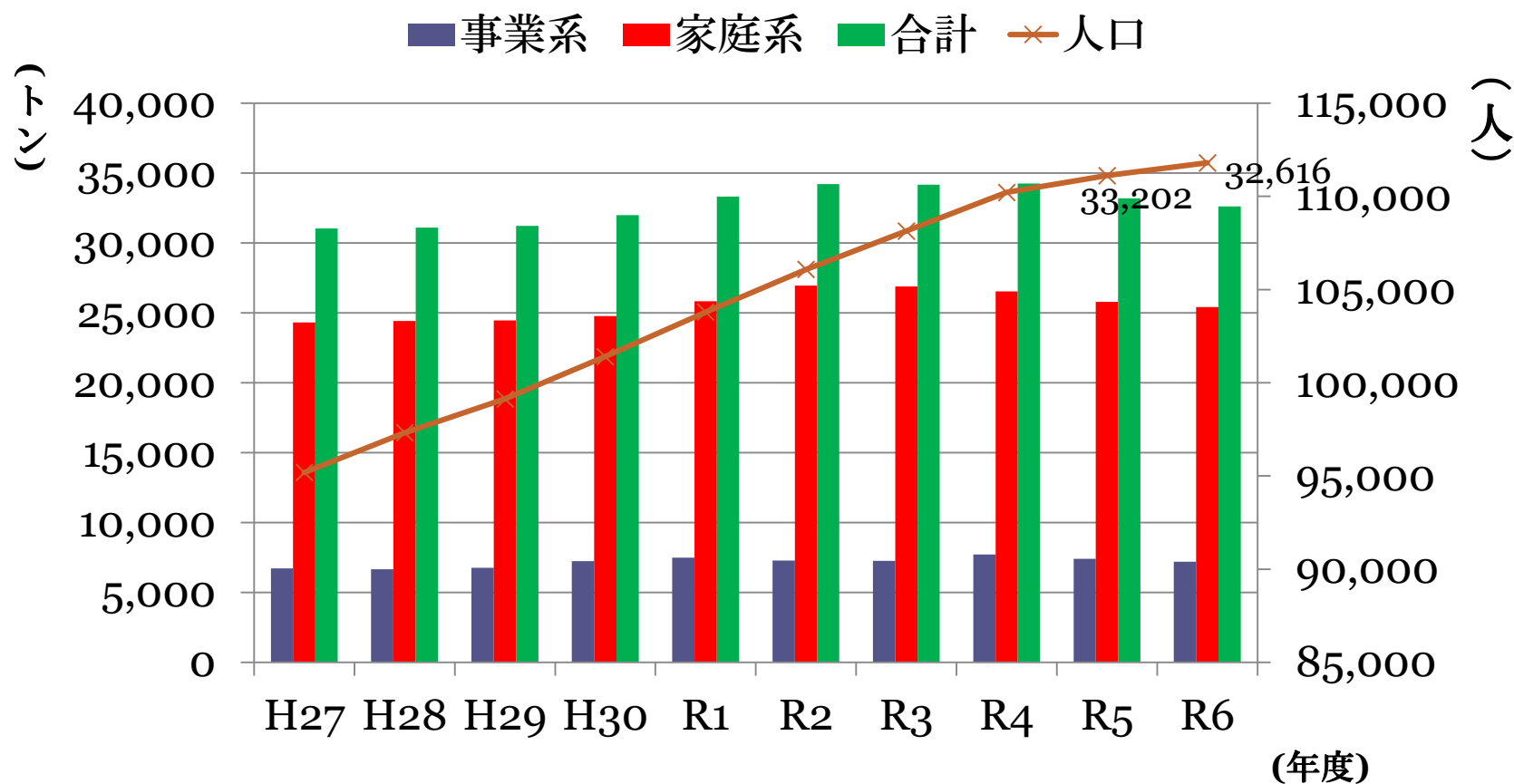
■ ごみの減量と資源化の促進（3R推進活動）

- ・リデュース（発生抑制）
- ・リユース（再使用）
- ・リサイクル（再生利用）

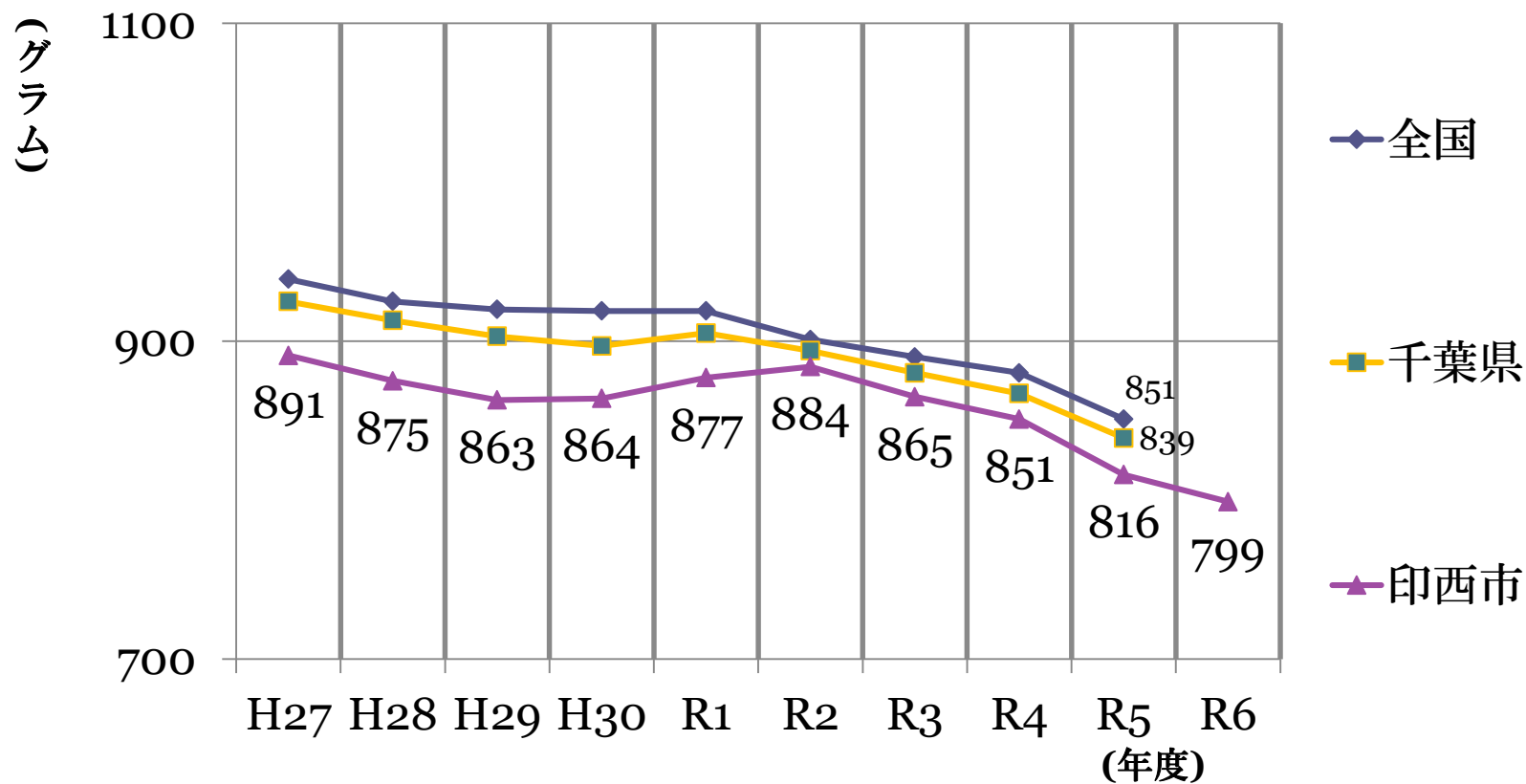
⇒各自治体で様々な施策を展開



2. ごみ排出量の状況（印西市）



3. 1人1日あたりのごみ排出量（印西市）



4. 埋立地（最終処分場）の現状

年度	埋立重量 (t)				埋立量 (m ³)	累計 埋立量 (m ³)	埋立率 (%)
	焼却灰	破碎 残渣	覆土	計			
R4	5,708	447	2,608	8,762	9,592	111,499	25.3
R5	5,611	408	2,016	8,035	5,128	116,628	27.7
R6	5,633	271	1,776	7,680	4,917	121,544	30.2

資料：印西地区環境整備事業組合

- ※1 埋立可能容量：402,200m³
- ※2 埋立率：累計埋立量÷埋立可能容量
- ※3 埋立開始：平成11年6月～

5. ごみ処理経費の現状

【印西クリーンセンター運転管理費・収集運搬費】 (印西市換算値)

(令和6年度)

項 目	数 値
A 事業費	1, 2 6 1, 4 0 8 千円
B 人口	1 1 1, 7 9 5 人
C 印西クリーンセンター搬入量(可燃+不燃+粗大)	2 6, 9 5 9 t
D 1人あたりの年間処理経費(A/B)	1 1, 2 8 3 円
E 1kgあたりの年間処理経費(A/C)	4 6. 8 円

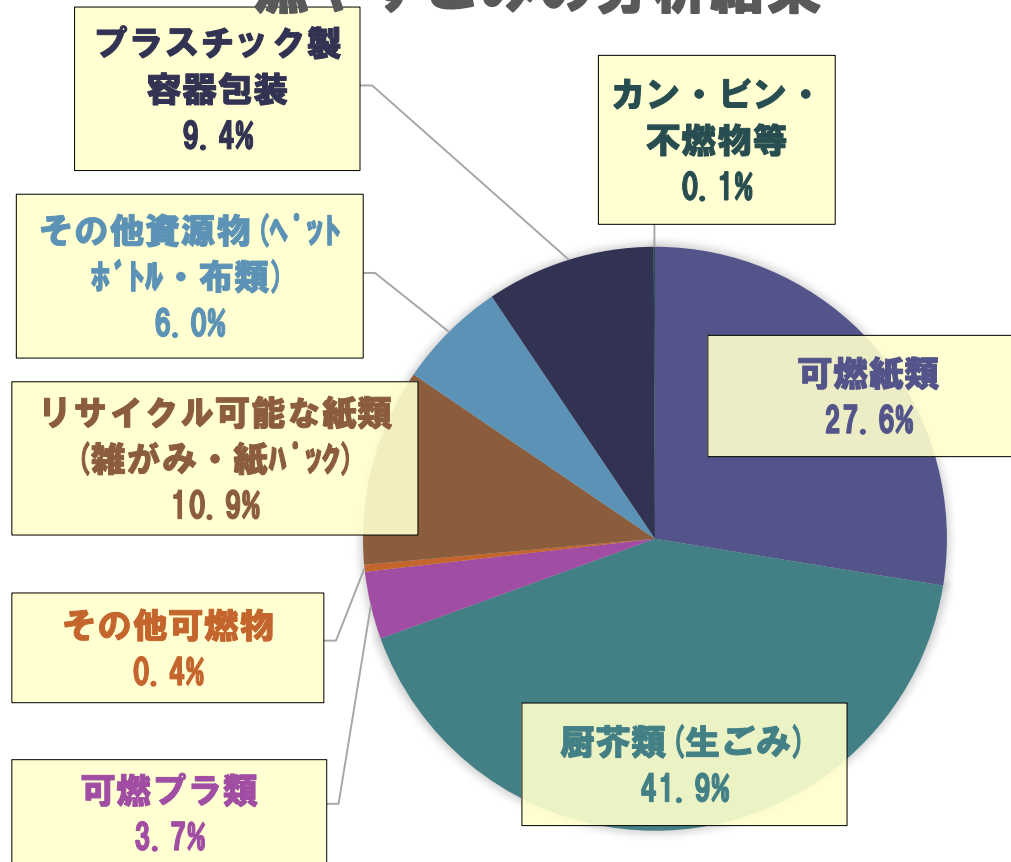
※「事業費」は、印西クリーンセンター維持管理費と収集運搬経費(資源物含む)の合計による。

➤家庭ごみの排出量が減れば、ごみ処理経費は削減されます。

6. 「燃やすごみ」の組成分析

(令和6年度)

燃やすごみの分析結果



■ 厨芥類(生ごみ)が4割。
このうち26%(全体の11%)は
食品ロス！

■ 再生資源である、
紙パック等が 11%混入
プラスチック製容器包装が
7%混入



★ 合わせて資源物が18%混入

★ 食品ロスを無くし、
正しく分別できれば、
燃やすごみは、3割削減できる！

7. 生ごみ処理容器等購入費補助金制度

補助金を受けるための条件

- 印西市内に住所があり、居住している世帯主名での申請となること。
- 世帯主及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- 新品の生ごみ処理容器または処理機を購入してから1年以内であること。
- 以前に補助金を受けたことがある場合は5年を経過していること。

補助金の申請手続き

- 次に記載のものを持参して、印西市役所クリーン推進課または各支所で、所定の用紙に記入の上、申請。
 - 1. 領収書（コピーを取らせて頂き原本をお返しします。）
 - ※社印、領収印などが押印してあり、**本体価格が記載されているもの**
 - ※クレジットカードで購入し、領収書がない場合は、クレジットカード会社発行の明細書
 - ※代金引換で購入された場合は**本体の領収価格（代金引換手数料等を除いた金額）がわかる明細書等**
 - 2. 処理機については、保証書または仕様書の写し（品名品番が記入されたもの）
 - 3. 印鑑（認め印）
 - 4. 市内に居住していることが確認できるもの（保険証等）
 - 5. 口座振込みになるため、振り込み口座のわかるもの

補助金の金額

- いずれも購入額の2分の1の額で、100円未満は切り捨て
- **【生ごみ処理容器】**（コンポスト・EM容器など）
 - 【限度額】 1基につき3千円 【対象数】 1世帯当たり2容器まで
 - ※50リットル以下の容器（EM容器等）は4容器まで
- **【生ごみ処理機、剪定枝粉碎機】**
 - 【限度額】 1基につき4万円 【対象数】 1世帯当たり1基まで

8. 印西市有価物集団回収奨励金事業

- 町内会、子供会等の住民団体が、家庭から出る資源物（有価物）の回収を行う活動
- 有価物集団回収を行っている団体に対して、回収重量に応じて奨励金を交付
- 実施団体は、奨励金を活動資金として活用
- 行政回収量が減り、印西クリーンセンターごみ処理経費が削減

奨励金を受けるためには

- ・有価物集団回収団体登録届出書により登録手続き

奨励金の対象品目

- ・ 1. 紙類 2. 繊維類 3. ビン類 4. 金属類 5. ペットボトル

奨励金の金額

- ・回収量1キログラムにつき6円

奨励金の申請

- ・第1期収集分（4月～8月）→9月／第2期収集分（9月～12月）→1月／第3期収集分（1月～3月）→4月

留意事項

- ・年度途中での登録をした場合は、登録以降の活動実績が交付対象
- ・申請書は市から登録団体の代表者へ申請月の前月に案内と合わせて郵送

9. 印西市廃棄物減量機器貸出事業

「剪定枝粉碎機（電気式）」を無料で貸出し

使用 条件

- ・ 印西市内に住所を有する個人及び自治会などの市民団体であること
- ・ 減量化したごみは、できるだけ堆肥化すること
- ・ 粉碎したチップは、ごみ集積所へ排出しないこと。
- ・ 使用中に事故が発生した場合は、借受人において一切の責任を負うこと
- ・ 紛失または借受人の取扱不注意により故障、破損した場合は、弁償すること
- ・ 減量機器の又貸しをしないこと。また、営利目的に使用しないこと

手順

- ・ 申請書を記入、押印の上、クリーン推進課へ提出（事前の電話予約をお勧めします）
- ・ クリーン推進課で減量機器の借受け
- ・ 使用後、クリーン推進課へ実績報告書の提出と合わせて返却

注意 点

- ・ 申請、貸出し、返却手続き等は、平日の午前8時30分～午後5時15分
- ・ 借用期間は、剪定枝粉碎機が15日以内
- ・ 処理可能範囲は、枝太さ30ミリ程度
- ・ 機器は、長590 幅415 高91ミリ 重量25kg
- ・ 利用された方によると、竹は柔らかいので上手く粉碎ができない。また、チップ時に勢いよく跳ねるので、特に注意が必要。このことから、竹の利用はお勧めしていません。

10. ごみ分別アプリ 配信中！！

スマートフォンで便利に分かりやすく！

Androidの人はGooglePlayで、iOSの人はAppStore
で「さんあーる」と検索
(右記QRコードからもダウンロード可)
※初期設定でお住まいの地域の設定が必要です。



Android向け



iOS向け

➤ 主な機能

収集日カレンダー

- ごみの収集日をカレンダーで確認できます。

アラート機能

- ごみの出し忘れがないよう収集日をアラートでお知らせします。

品目別収集区分一覧（50音別）

- ごみの品目ごとに出し方を確認できます。

ごみ出しクイズ

- ごみの出し方をクイズ形式で学べます。

11. 印西市廃棄物減量等推進員制度

- 地域の快適な生活環境づくり
- 「ごみの減量・資源化」のより一層推進



市民と行政が連携・協力するための協働体制を構築

➡ **「廃棄物減量等推進員制度」**（平成26年度～）

二構成による推進員

① クリーンパートナー

- ・ 町内会等地域を中心に、ごみの減量・資源化の啓発、清潔保持につながる地域での協力活動

② クリーンアドバイザー

- ・ 市の出前講座やイベントへの協力活動

クリーンパートナーの概要

任期・選出方法

- ・ 1 年（再任可） 各町内会長等からの推薦（毎年 1 2 月に市から依頼）

主な活動内容

- ・ 廃棄物の減量及び資源化の意識啓発に関する活動
 - ・ 町内会等での集会における呼びかけや回覧版への啓発文書の記載、チラシ回覧など
 - ・ 市のごみ減量化等のための補助金事業、貸出事業等についての P R など
- ・ ごみ集積所における分別及び排出マナーの周知
 - ・ 定期的な見回りによる収集日、排出時間、指定袋、分別方法が守られているかなどの状況把握
 - ・ 排出マナーなどについて改善策の検討・対応など
- ・ 不法投棄の未然防止及び通報
 - ・ 地区内を定期的に見回り、発見した場合の市への通報など
 - ・ 市が実施する不法投棄の防止施策などへの協力

謝礼・活動報告

- ・ 市の予算の範囲内で謝礼金をお支払い
- ・ 3 か月に 1 度、活動報告書を提出

12. 家庭でできるごみ減量の取組み ～ 3R推進活動～

Reduce リデュース (発生抑制)

- レジ袋を断って、マイバッグでのお買い物を心がけましょう。
- 生ごみの水切りや堆肥化（生ごみ処理機などの活用）をやってみましょう。
- 食品ロス（食べられるのに捨ててしまうもの）を減らしましょう。
- 使い捨て商品の利用を減らしましょう。

Reuse リユース (再使用)

- ほしい人がいれば譲りましょう。
- 別のものに作り変えてみましょう。（リフォーム）
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用しましょう。
- リターナブルビン（酒・ビール・牛乳等のビン）は、販売店に返却しましょう。

Recycle リサイクル (再生利用)

- 資源物の分別を心がけましょう。
- 地域の集団回収やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう。
- リサイクルされた商品を積極的に使いましょう。

紙は資源物！ 分別してリサイクルへ！！

身の回りにあるほとんどの紙が「資源物」になります。
(紙についている金属やビニールは取り外してください)

資源物となる紙類の 5 つの出し方 「資源物」の日に出す紙です！

①新聞 「ひもで縛る」



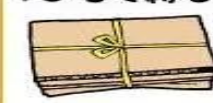
折り込みチラシも
一緒にかまいません

②紙パック 「ひもで縛る」



洗って、開いて
乾かしてから

③ダンボール 「ひもで縛る」



④雑誌 「ひもで縛る」



雑誌の付録は
取り除いてください

⑤雑がみ 「ひもで縛る」



ひもで縛る かる
紙袋に入れてま
ままとめて出し
ましょう。小
さな紙切れは、封
筒や紙袋に入
れて出してく
ださい。

お願い 1：紙はそれぞれの種類ごとにまとめて、集積所へ出してください
お願い 2：雨の日には出さないでください
お願い 3：地域によっては別途、町内会や子ども会等による回収（有価物集団回収）が行われています。
こちらも、ぜひご利用ください。（スーパーなどで回収ボックスを設置しています）

「新たにリサイクルできる紙が増えています」確認しましょう

「雑がみ」として資源になる紙（例）

トイレットペーパーの芯
ラップの芯



紙袋・封筒・包装紙
ティッシュの箱



パンフレット・はがき
カレンダー



シュレッダーにかけた紙



扇風紙（レシート・ファックス用紙）
墨カーボン紙・ノーカーボン紙（写真転写紙など）



コピー用紙・学校のプリント
メモ用紙



食品などの紙袋・お菓子の
ビールの紙箱・食品タグ
紙製の紙箱



和紙・半紙・金紙などの金紙
が貼付された紙（お札など）



アイス・ヨーグルトなどの紙パック
紙コップ・紙皿（裏面を割ってしまっても可）



再生紙の品質を
下げてしまう紙は、
「燃やすごみ」と
なります

「燃やすごみ」の日に出す紙

「雑がみ」として資源にならない紙（例）

汚れた紙 ティッシュ・おむつなど



食品残留物のついた紙



アイロンプリントの紙



圧縮はがき



香
においのついた紙



カップラーメンの紙容器



※ ㊦ マークがあっても不可

印西クリーンセンターからのお知らせ

プラスチックごみの出し方が変わります

実施時期 令和7年10月1日～

プラスチック製品が、資源物と一緒に出せるようになります



プラスチック製容器包装用指定袋で
資源物の日にまとめて出してください
※回収できないプラスチック製品は裏面参照

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすため、
プラスチック製品の再資源化にご協力をお願いします。

資源物として回収できない プラスチック製品

下記の製品は回収できません！

再資源化には、100%プラスチック素材である必要があります。

性質・形状

- プラスチック以外の素材が含まれるもの
(例：金属のばねのついた洗濯ばさみ、フック部分等が金属製のハンガー、ゴム素材の手袋、ボールペン、ホッチキスなど)
- 汚れが著しく付着しているもの、中身が残っているもの
(例：食用油の入った容器、マヨネーズの容器、インクカートリッジなど)

危険物

- 刃物類
(例：セラミック包丁、注射器など)
- 発火の危険があるもの（電子機器類）
(例：充電式のハンディ扇風機、ライター、加熱式たばこ、ゲーム機など)
- 医療用機器
(例：注射器、カテーテルなど)

規格外

- 厚みが5mm以上あり、硬いもの
(例：まな板など)
- 大きさ（長さ）が50cm以上のもの
(例：プラスチック製のケース、プラスチック製のホースなど)
※ホースは50cm以内に切ることで、再資源化が可能となります。

【問い合わせ先】

印西クリーンセンター 窓 0476-46-2732
印西市 クリーン推進課 窓 0476-33-4504
白井市 環境課 窓 047-401-5429
受付時間 月曜日～金曜日（祝休） 午前8時30分～午後5時15分



短く切る
(50cm 以内)

循環型社会の構築へ！

ごみの減量や資源化の向上は、市民一人ひとりのちょっとした工夫や心掛けで大きく変わります。

ぜひ、日頃から環境にやさしい生活を心がけ、持続可能な「循環型社会」を築いていきましょう。